

償却資産申告書へのマイナンバーの記入をお願いします。

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告書にマイナンバー（個人・法人番号）の記入をお願いいたします。

個人事業者の方は、番号法（第16条）に基づくマイナンバー（個人番号）の確認、及び申告者の本人確認を実施します。なお、法人事業者の方は番号確認及び本人確認は不要です。

※マイナンバーの記入のない申告書についても有効なものとして、窓口にて本人確認を行い、これまでと同様に申告受付いたします。

法人事業者が申告する場合

法人事業者が申告する場合は、申告書への法人番号（13桁）の記入をお願いいたします。なお、法人番号指定通知や本人確認資料等の掲示・添付は不要です。

また、eLTAX（エルタックス）による電子申告の場合や代理人による申告の場合も同様です。

個人事業者が申告する場合

個人事業者が申告する場合は、申告書への個人番号（12桁）の記入をお願いいたします。また、受付の際に次のとおり、個人番号確認・本人確認を行います。なお、eLTAX（エルタックス）による電子申告の場合は、本人・代理人申告共に個人番号及び本人確認の資料添付は不要です。

本人申告の場合

① マイナンバー（個人番号）確認方法	② 本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を掲示 1 個人番号カード（裏面） 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し	次のうちいずれか一つの書類を掲示 1 個人番号カード（表面） 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 その他 本人のみが取得できる官公署発行・ 発給のもの

※郵送による申告の場合は、①と②の書類のコピーを同封してください。

代理人申告の場合

① 代理権の確認方法	② 代理人の本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を添付 1 委任状 2 税務代理権限証書	代理人が個人の場合 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証（国保、介護保険証等） 4 税理士証票 5 その他 本人のみが取得できる官公署発行・ 発給のもの
③ 本人のマイナンバー（個人番号）確認方法	代理人が法人の場合 2点の掲示で確認 1 法人確認書類、登記事項証明書 2 法人との関係を証する書類（社員証など）
次のうちいずれか一つを掲示 1 個人番号カード 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し	

※郵送による代理申告の場合は、①は原本、②と③はコピーを同封してください。